

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【公表番号】特表2001-502942(P2001-502942A)

【公表日】平成13年3月6日(2001.3.6)

【出願番号】特願平10-516785

【国際特許分類第7版】

A 6 1 N 1/30

A 6 1 N 1/20

【F I】

A 6 1 N 1/30

A 6 1 N 1/20

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月31日(2004.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年 8月31日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第516785号

2. 補正をする者

名称 イーエル マネージメント コーポレーション

3. 代理人

住所 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号

神谷町MTビル19階

電話番号 03(5425)1800

氏名 (9109) 弁理士 平木 祐輔



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。



(別紙)

請求の範囲

1. 電子供与体として作用し得る、化粧品または医薬品として許容し得る化合物、および電子受容体として作用し得る、化粧品または医薬品として許容し得る化合物の有効量を、化粧品または医薬品として許容し得る担体と組み合わせて含む組成物。
2. 電子供与体および電子受容体がそれぞれ化粧品または医薬品として許容し得る担体中に含まれる、請求項1記載の組成物。
3. 担体がイオン性担体である、請求項1または2記載の組成物。
4. 電子供与体および電子受容体を、同一のまたは異なる個々の担体中に入れて別々に適用する、請求項3記載の組成物。
5. 担体が非イオン性担体である、請求項1または2記載の組成物。
6. 電子供与体および電子受容体を、同じ担体中に入れて一緒に適用する、請求項5記載の組成物。
7. 有効量の Au(OH)_3 を含む、請求項1~6のいずれか1項に記載の組成物。
8. 有効量の Fe(OH)_2 を含む、請求項1~6のいずれか1項に記載の組成物。
9. Au(OH)_3 および Fe(OH)_2 の両方を有効量含む、請求項1~6のいずれか1項に記載の組成物。
10. 電子供与体および電子受容体の量がそれぞれ約0.0001~20%である、請求項1~9のいずれか1項に記載の組成物。
11. 電子供与体および電子受容体がそれれイオン交換樹脂に結合している、請求項1~10のいずれか1項に記載の組成物。
12. 樹脂がカチオン交換樹脂である、請求項11記載の組成物。
13. 組成物が適用と同時に、または実質的に同時に、電子供与体と電子受容体の間の電子の交換によって皮膚上に電流を発生させることにより、皮膚の損傷を予防または治療することを特徴とする、請求項1~12のいずれか1項に記載の組成物。

14. 電子供与体として作用し得る、化粧品または医薬品として許容し得る化合物、および/または電子受容体として作用し得る、化粧品または医薬品として許容し得る化合物の有効量を、化粧品または医薬品として許容し得る担体と組み合わせて含む少なくとも一つの組成物を含有する单一包装。

15. 電子供与体と電子受容体が、包装内の分離した区画に入った別々の組成物に含まれる、請求項 14 記載の包装。

16. 電子供与体と電子受容体が、包装内の单一の区画に入った单一の組成物に含まれる、請求項 14 記載の包装。

17. 包装が作られている材料が非電導性である、請求項 14 記載の包装。